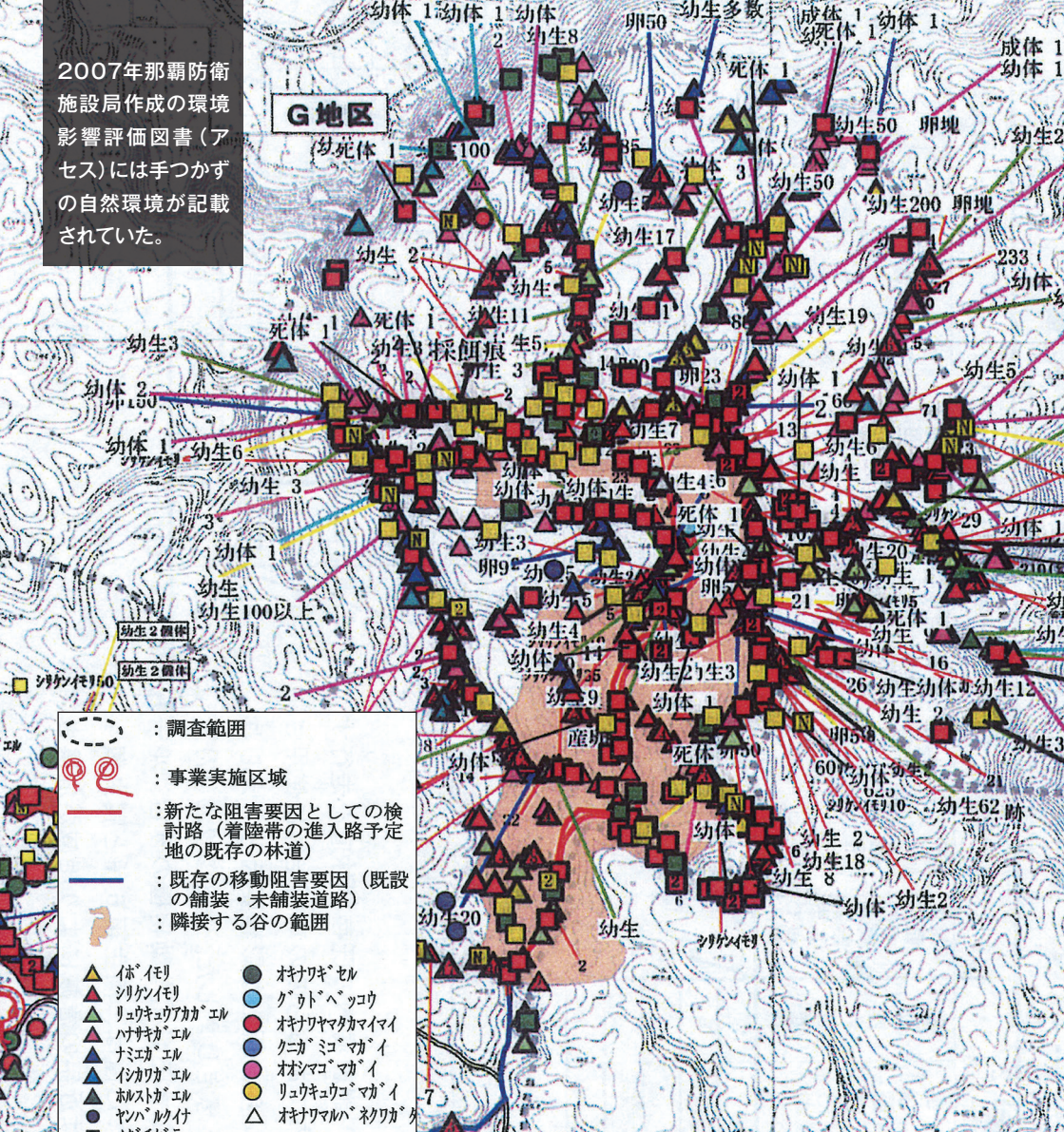


2007年那覇防衛施設局作成の環境影響評価図書(アセス)には手つかずの自然環境が記載されていた。

G地区



- : 調査範囲
- : 事業実施区域
- : 新たな阻害要因としての検討路(着陸帯の進入路予定地の既存の林道)
- : 既存の移動阻害要因(既設の舗装・未舗装道路)
- : 隣接する谷の範囲

- | | |
|-------------|-------------|
| イカリ | オキワキセル |
| シリケンイカリ | ゲウトヘッコウ |
| リュウキュウアカガエル | オキナヤマカマイマイ |
| ハナシギガエル | クコシコマガイ |
| ナミエガエル | オシマコマガイ |
| イシカワガエル | リュウキュウコマガイ |
| ホルストガエル | オキナマルバネクワガタ |
| ヤンバルクイ | |
| ノグチゲラ | |
| ノグチゲラ(巢) | |
| リュウキュウヤマメ | |
| キノボリカガ | |
| クイロトカゲモドキ | |

参議院議員 VOL.01
伊波洋一 国会活動報告
 ～高江オスプレイパッド建設問題～

※地区:現地調査以降に沖縄県により新たに貴重種指定、リュウキュウアカガエル、オキナマルバネクワガタは、

※数字は確認個体数を示し、特に表記のないものは1個体とする。

はじめに 参議院議員 伊波洋一

私は、2016年7月10日の参議院選挙で当選し、8月1日から国会での活動を開始した。これまで、沖縄県議会議員2期、宜野湾市長2期では幾つかの足跡を残すことができたが、政党に所属せず無所属の立場で国会活動を行うことには一抹の不安もなくなはなかった。

幸いなことに先輩議員の糸数慶子議員と会派「沖縄の風」を結成し、委員会等でも政党と同等の立場で活動することができた。参議院には少数会派を尊重する伝統もある。

このような中で、沖縄の基地問題や産業振興、子育て支援などの取り組みなどについて、国会活動報告をまとめることにした。

第1回は、参院選当選直後から始まった貴重な世界自然遺産級のやんばるの森を破壊する高江オスプレイパッド建設工事が、米軍の守るべき環境基準JEGSに違反していることを含め、国会で指摘し取り組んできた活動内容を報告する。

目次

- 参議院議員に当選して p1
- 国会報告をホームページに p2
- 臨時国会での委員会審議 p2
- 米軍基地には国内法令が適用されている p3
- 沖縄・北部訓練場での高江・オスプレイパッド建設問題 p4
- 米国連邦議会が米軍に課している域外環境管理基準 p8
- 米軍にJEGSを遵守させていない日本政府 p9
- 環境省や文化庁に対してJEGS関連で質疑 p9
- 米軍はJEGSを守っているか。
「自然資源管理計画」は2007年アセスを反映しているか。 p12
- 駐日アメリカ合衆国大使への申し入れ (2016年10月5日) p23

国会活動報告

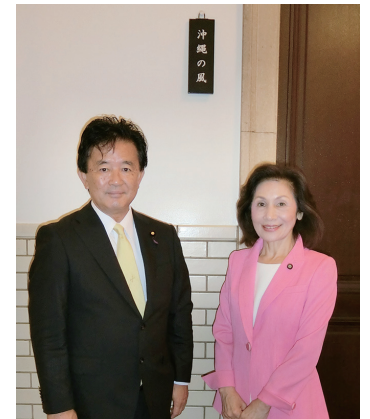
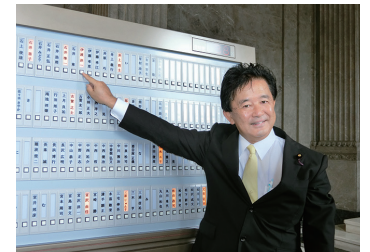
～第1回 高江オスプレイパッド建設問題を中心に～

参議院議員に当選して

2016年7月、参院選沖縄選挙区で初当選し、同月26日に任期が始まり、糸数慶子議員と会派「沖縄の風」を結成し、沖縄県民の声を国政に伝える活動を開始した。参議院議員会館5階519号室が議員居室であるが、沖縄県議会の議員居室も519号室だった。注(1)

国会議事堂の1階中央に「沖縄の風」会派室ができ、本会議前に会派会議を行い、議案への賛否を確認してから本会議に臨んでいる。参議院議員会館B2階にも「沖縄の風」会派室があり、各種会議や陳情・要請を受けるときに利用している。

糸数慶子議員は、参議院で10年余の議会活動を無所属で取り組んできたが、「沖縄の風」の会派結成で国会活動が他会派と同等になったと喜んでいる。糸数慶子議員が「沖縄及び北方問題に関する特別委員会」、私が「外交防衛委員会」に所属できたのは、4野党の配慮のお蔭であり感謝している。私は「沖縄の風」として基地問題を委員会で取り組んでいる。



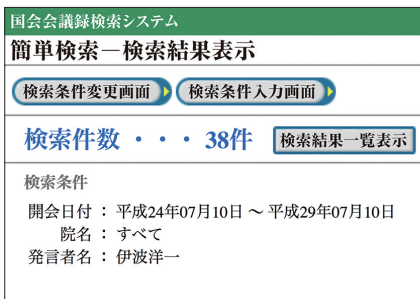
注(1) 沖縄には1972年の施政権返還まで琉球政府と立法院があり、立法院には議員居室が最初からあった。復帰後、立法院は他府県にはない議員居室がある県議会になった。

国会報告をホームページに

私のホームページ（www.ihayoichi.jp）に国政報告ページを設け、所属する外交防衛委員会等の委員会会議録やビデオ映像、配布資料等を掲載している。これまで16年の参院選挙直後の特別



国会をスタートに、9月からの臨時国会、17年1月から6月18日までの通常国会と、1年間を通して国会の委員会審議や本会議に出席し、国会議員として、月～金を国会、土・日を沖縄で活動してきた。国会議事録を伊波洋一で検索すると、1年間で38回の質疑が表示される。県議や市長の経験では臨時議会は2～3日、長くて4～5日だったが、臨時国会は3カ月もあった。通常国会（150日）は例年延長されるが、「共謀罪法案」も法務委員会の審議打ち切りによる異例の「中間報告」、強行採決という自民・公明の多数の横暴が行われた。今年森友学園問題や加計学園問題など、安倍首相と官邸主導の“行政私物化疑惑”の国会での追及を避けるために延長せず閉会した。通常国会の最終盤に加計学園問題で様々な文書が見つかり、安倍政権の行政私物化疑惑などにより7月2日東京都議選での自民党大敗につながった。都議選の結果は、次の国政選挙を占うとされ、来年以内にある総選挙での4野党共闘の力が問われている。



臨時国会での委員会審議

最初の議員活動としての臨時国会は、16年9月26日～12月17日だった。国会審議は衆議院から始まり、衆議院可決後に参議院に議案が送付されるため、参議院の審議は遅れて始まる。外交防衛委員会は10月20日から審議開始。立法府としての委員会審議は基本的に法案を審議する。外交防衛委員会では、外

交の条約・協定の審議、防衛省や安全保障に関する法案の審議である。衆議院では外務委員会と安全保障委員会に分かれており、参議院では衆議院の2委員会分を審議する。議案のない一般審査では外交防衛問題について政府の取り組みを質す。法案審査でも、法案以外の質疑もできるので、私は沖縄の基地問題を中心に毎回質疑してきた。昨年の臨時国会では、特に北部訓練場でのオスプレイパッド建設問題を取り組んだ。



米軍基地には国内法令が適用されている

まず、10月20日の外交防衛委員会で、在日米軍基地や在日米軍人・軍属と家族に対して、地位協定上の例外を除いて、日本国内法が適用されていることを、外務省に確認した。

●森健良外務省北米局長が、「在日米軍の施設・区域は日本の領域であり、施設・区域内においても我が国の法令は適用される。ただし、その執行に当たっては、日米地位協定第三条によって、米国に与えられている管理権との調整が必要となる。さらに、個人としての米軍人軍属、その家族の行動に対しては、施設・区域の内外を問わず、日米地位協定上適用除外が認められる場合を除き、我が国の法令が適用される。立ち入りについては、一般論として日本側の職員が在日米軍施設・区域に立ち入り調査を行う場合には、当該区域を管理する米軍の同意を得て行う。個別の事案の状況に応じて支援を行う。（192回外交防衛委員会2号2016/10/20）」と答弁した。

これは、日米地位協定が特別に適用除外を認めたもの以外は、日本法令が適用されていることを認めるものである。従来の答弁では、「国際法上、一般

的に外国軍隊には国内法が適用されないことを理由に、在日米軍には国内法が適用されない」と答弁していたが、この在日米軍は、任務中の米軍のことであり、米軍人一般ではない。米軍基地内外で公務ではなく活動する米軍人・軍属やくつろぐ米軍人・軍属には、日本法令が適用されている。

また、米軍基地は、例外規定がない限り日本法令が適用されている。米軍基地は、日米政府によって思い込まれているような「治外法権」ではない。たとえば、公務中の米軍人であっても、日本国内では日本国法令を尊重する義務を負うことが、日米地位協定で定められている。日米地位協定は「第16条（日本法令の尊重義務）日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である」と定めて、日本の法令を尊重する義務を課している。米軍基地内や公務中の米軍人も日本の法令を尊重しなければならない。

但し、日米地位協定第3条によって、米国に与えられている管理権との調整が必要となる。

沖縄・北部訓練場での高江・オスプレイパッド建設問題

臨時国会前の閉会中、16年9月9日に北朝鮮が実施した核実験への抗議決議のため、9月14日に開催された外交防衛委員会では、北朝鮮の核実験に抗議するとともに、政府が強行する高江周辺の森へのオスプレイパッド建設工事について、やんばる

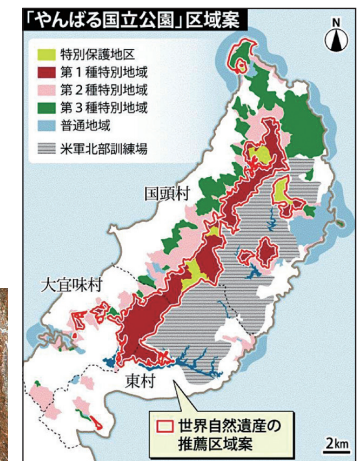


（山原）の貴重な自然環境を破壊するものとして即時中止を求めた。沖縄本島北部のやんばるの森には多くの原生林が残されており、9月15日には特別保護区を含む「やんばる国立公園」が告示された。4千種を超える多様な野生生物が生息し、多くの固有種や絶滅危惧種を含む希少種の宝庫である。

政府は、17年2月1日に国連教育科学文化機構（ユネスコ）に対して、沖縄本島北部地域と奄美大島、徳之島、西表島を、亜熱帯照葉樹林が広がり「独自の生物進化がみられ、生物多様性の保全上重要」と強調して、世界自然遺産への

推薦書を提出した。

一方、政府・防衛省が、オスプレイパッドの建設工事を進めるN1地区、G地区、H地区がある米軍北部訓練場は、「やんばる国立公園」とモザイク状に接し、入域が制限されてきたため、より貴重な自然が残っている。



防衛省は、昨年7月10日の参議院選挙の翌日から、北部訓練場の高江周辺でのオスプレイパッド建設工事を再開した。県外から数百名の機動隊を導入して強権的に住民の抗議の座込みや反対運動を排除して建設工事を強行した。防衛省は2007年に公表した自主アセスで絶滅危惧種や希少種の存在を確認しており、当初は、1ヵ所づつ緩やかに工事を進め、特別天然記念物のノグチゲラなど希少種の生物への影響を最小限にするとしていたが、オバマ政権任期中の16年内に全工事の完了を目指す方向で、工法を変更して同時に複数のオスプレイパッド建設工事を行った。工期の短縮のための重機投入



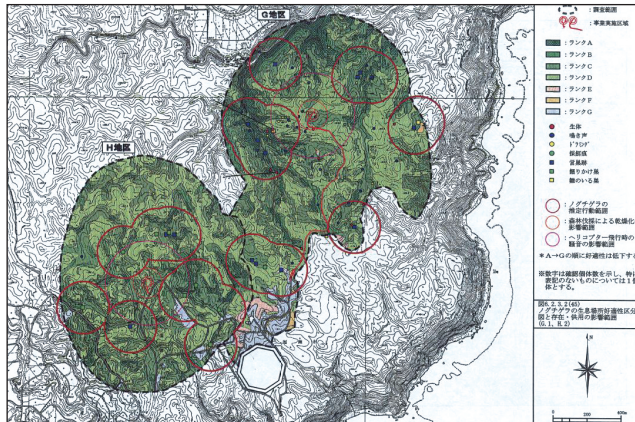
政府は、県外から数百名の機動隊を動員して抗議する市民を排除して工事を強行

に伴う訓練歩道の大幅な拡幅も行い、伐採する樹木数も大幅に増加した。明らかに、保護すべき自然環境を無視して工期終了を早めようとするもので、多様な生物資源の保護や特別記念物などの希少種保護の観点を無視するものだった。

既に、2012年10月の普天間基地へのオスプレイ配備以降、北部訓練場へのオスプレイ飛来と既設の着陸帯での訓練が確認され、関連すると思われる高江集落の学校や住宅へのバードストライク等によるノグチゲラの死亡例が5件確認されていた。このような事例は初めてであり、長らくノグチゲラを観察してきた専門家はオスプレイの影響を懸念していた。

防衛省が建設工事を強行したG地区、H地区は、樹齢30年以上で樹高15～20メートルを含むイタジの原生森であり、ノグチゲラだけでなく希少種の両性類、リュウキュウヤマ

ガメなど多様な希少種が生息する地区である。このことは、2007年の防衛省自主アセスにおいて明らかにされ、絶滅危惧種で特別天然記念物ノグチゲラの営巣木も27カ所確認されていた。防衛省の2007年アセスでは、雛のいる営巣木からの行動範囲と予定するヘリパッドによる影響の範囲は重なっており、新たなヘリパッド建設がノグチゲラの生息に影響を与えることは明らかである。



2007年防衛省アセスのG地区、H地区のノグチゲラ活動範囲とヘリ騒音影響範囲等



図6.2.2.2(43) ノグチゲラの生息地再評価特性区分上存在・使用の影響範囲 (N-1.2とN-1.3)

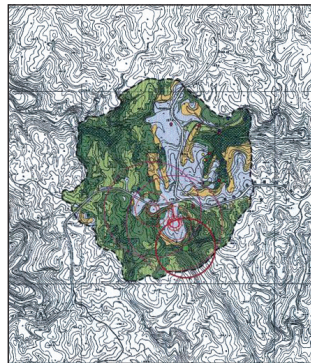
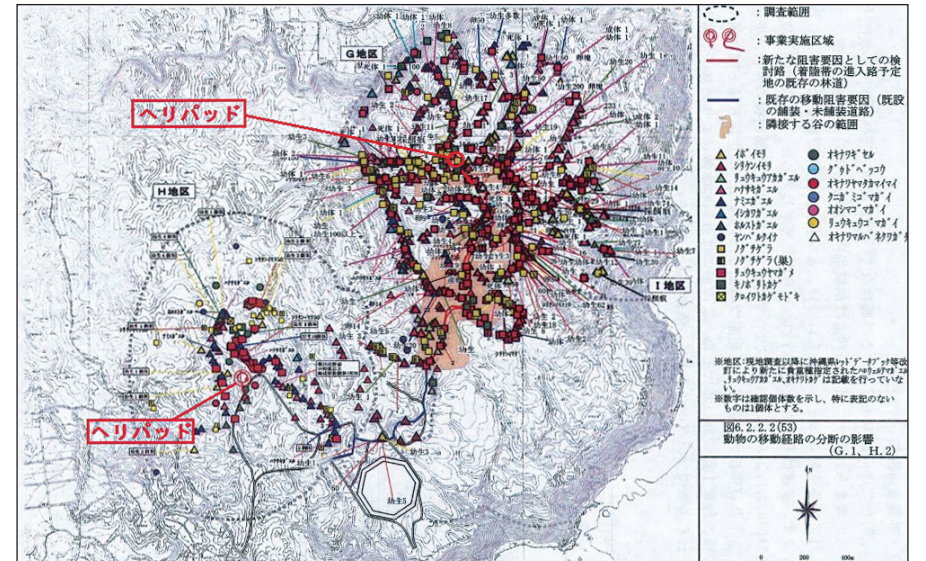


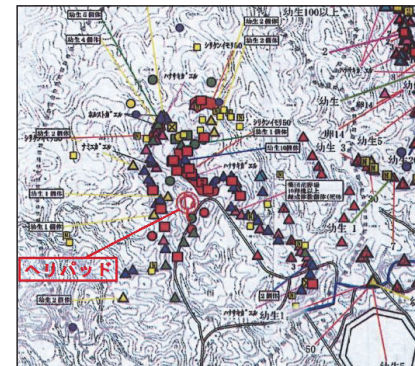
図6.2.2.2(44) ノグチゲラの生息地再評価特性区分上存在・使用の影響範囲 (N-4.1,N-4.2)

2007年防衛省アセスのN1地区、N4地区のノグチゲラ活動範囲とヘリ騒音影響範囲等

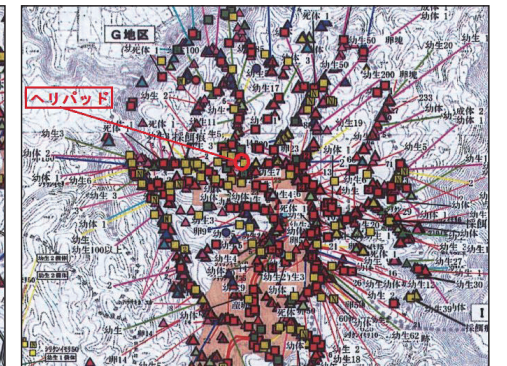
防衛省アセスでは、特に希少種が多く見つかったG地区に、米軍が2つのヘリパッド建設を求めたことに対し、希少種に配慮してヘリパッドを1つにしたことを自然環境に配慮したと記述している。しかし、このアセスの判断は間違っている。なぜなら、米軍が守るべき基準では、希少種の保護が義務付けられており、絶滅危惧種や希少種、特別天然記念物ノグチゲラの生息地であるG地区やH地区には、生息環境に影響を与えるヘリパッドを建設することは禁止されているからである。具体的には、日本環境管理基準 (JEGS) が米軍に適用されており、絶滅危惧種や希少種の生息地の保護が米軍に義務付けられている。



G地区、H地区は希少種の宝庫だが、ど真ん中にヘリパッドを建設。



H地区拡大図



G地区拡大図

米国連邦議会が米軍に課している域外環境管理基準

米国連邦議会は、米軍の活動が絶滅危惧種の生息するような貴重な自然環境を海外において壊すことがないように、1991会計年度国防授権法で国防総省に域外環境管理基準を義務付け、1996年から実施されている。我が国では日本環境管理基準 (JEGS) が適用されている。

日米政府は、2年毎、2回のJEGS改定を経て、正式に適用することを2000年9月11日に「環境原則に関する共同発表」で合意した。同発表は、「環境保護及び安全のための在日米軍による取り組みは、日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するとの基本的考えの下で作成される日本環境管理基準 (JEGS) に従って行われる。その結果、在日米軍の環境基準は、一般的に、日本の関連法令上の基準を満たし又は上回るものとなる。」と明言している。

このJEGSの第13章「自然資源及び絶滅危惧種」の「3.基準」の3の1で「陸地及び水域を有する軍施設は、生息がわかっている絶滅危惧種及び日本政府による保護種とその生息地を保護し向上させるための合理的な措置をとるものとする」と規定している。

3の3では、「重要な陸地または水域をもつ軍施設は、しかるべき日本国政府当局との調整の後、自然資源管理計画を作成するものとする」とし、3の4では、「しかるべき日本国政府当局との調整の後」に「調査」や「自然資源管理計画を実行する」と規定した上で、対象の絶滅危惧種として、ヤンバルクイナやノグチゲラを明記している。

このように在日米軍基地に適用されているJEGSは、米軍に対して絶滅危惧種や希少種、天然記念物などの「生息地の保護」を義務付けている。本来、2007年の防衛省アセスが明らかにした極めて多種類の希少種の生息が確認されているG地区やH地区に、米軍がヘリパッドの建設を求めることは、JEGS第13章の基準の「生息がわかっている絶滅危惧種及び日本政府による保護種とその生息地を保護し向上させるための合理的な措置をとるものとする」に違反し、できないはずである。(JEGSに基づく質疑詳細は、HP議事録を)

米軍にJEGSを遵守させていない日本政府

防衛省と外務省や環境省の担当者は、私が昨年の外交防衛委員会で質疑するまで、JEGSについての認識を持っていなかった。1996年に日米で合意して在日米軍基地に適用されたJEGSは、2010年まで日本語訳されることなく放置され、その後も日本政府は在日米軍基地へ適用させようとはしていない。理由は、在日米軍にとっては大変窮屈なことになるからである。政府は、米軍の要望を最大限に尊重して日本国内に米軍を駐留させるために、地域住民の騒音被害や希少種の保護などに目をつむっているのだ。

ところが、JEGSは、米連邦議会が国防総省に課した在日米軍が守るべき内部基準であり、日本政府が目をつむろうと、米軍は守らなければならない。このことを指摘して、2000年9月に日米合意した「環境原則に関する共同発表」の当事者である岸田外務大臣に、日米合意であるJEGSを在日米軍に遵守させるよう強く求めた。

●岸田文雄外務大臣は「我が国としましては、御指摘の点も含めて米側がJEGSに基づいてしっかりと対応するよう働きかけていく、これはあるべき姿として重要であると考えている。是非、御指摘の点も含めて、米側にしっかりと働きかけ、続けるべき課題であると考えている。(191回閉 外交防衛委員会1号 2016/09/14)」と答弁した。政府は、責任をもって在日米軍に実行させなければならない。

国内の米軍基地問題を考える時に、米国防総省が在日米軍に課している環境や絶滅危惧種などについての守るべき義務に立脚して、日米政府に解決を求めていくことは、有効な方法になると考えている。米国連邦議会などにも直接的に働きかけて、やんばる地域のヘリパッドの使用禁止させる取り組みをしなければならない。

環境省や文化庁に対してJEGS関連で質疑

その後の10月25日の外交防衛委員会では、2007年の那覇防衛局の環境ア

セスでノグチゲラの営巣木が27カ所も確認されているG地区、H地区でのノグチゲラの生息地保護について質疑した。「種の保存法」など日本法令が北部訓練場などの米軍基地にも適用されていることを環境省に確認した。

●正田寛環境省大臣官房審議官が「在日米軍の施設・区域は日本の領域であり、施設・区域内においても種の保存法を含む我が国の法令は適用される。執行に当たっては日米地位協定第3条によって米国に与えられている管理権との調整が必要となる。(192回外交防衛委員会3号2016/10/25)」と答弁した。

一方、文化財保護法による特別天然記念物ノグチゲラの保護について、文化庁は、「G、H地区内におけるノグチゲラの営巣に関する情報も確認」としつつも「改変区域内に鳥類の営巣保護区はない」と答弁し、27カ所の営巣木のある「ノグチゲラ」生息地の保護を取り組まない姿勢を示した。文化財保護法は「個体の毀損」を禁じているが、「営巣保護区」と指定されない限り、「生息地としての保護」はできないとの姿勢に終始した。

●伊波洋一 沖縄県の調査で、個体数が322羽から390羽と言われる特別天然記念物ノグチゲラが少なくとも5羽、バードストライクで死亡している。報道によれば、東村ノグチゲラ保護監視員の中村氏は、短期間で4羽も死ぬのは初めて、環境の変化といえばオスプレイの飛来しか考えられず重低音でパニックを起こしているのかもしれない、異常事態と捉えていると話している。G、H地区では27カ所以上も営巣跡が見付かっている。つがいできるとすれば、三百数十羽しかいないと言われる中、60羽近くがG、H地区に生息している可能性がある。バードストライクの原因がオスプレイ建設工事かオスプレイの運用かはともかく、これは文化財保護法168条の「保存に影響を与える行為」であると考えられる。文化庁は、事業者である防衛省と事前協議をいつ実施したのか。G、H地区にノグチゲラの営巣が27カ所あることも確認した上で事前協議は実施しているのか。(192回 外交防衛委員会 3号 2016/10/25)

●藤江陽子文化庁文化財部長 防衛省との事前協議において、平成19年5月、G、H地区内におけるノグチゲラの営巣に関する情報、改変区域内に鳥類の営巣保護区はないことも確認している。天然記念物に指定された動物の個体数の顕著な減少傾向等が見られる場合には緊急的な調査等の対応を行う必要が生じるが、ノグチゲラについては、現在、沖縄県教育委員会からそのような報告を受けていない。(192回 外交防衛委員会 3号 2016/10/25、192回 外交防衛委員会 4号 2016/10/27)

北部訓練場に「営巣保護区」が無いのは、米軍基地には国内法が適用されず、指定できないとされてきたからである。しかし、9月15日の質疑で外務省が米軍基地にも国内法が適用されていることを認め、10月25日の環境省も「種の保存法」などの国内法令が在日米軍の施設・区域に適用されていることを認めた。本来は、環境省や文化庁は、北部訓練場を調査してノグチゲラなどの生息地を確認して「営巣保護区」を指定すべきだが、これまで米軍基地内での指定は行われていない。今後は、北部訓練場内を調査して保護が必要な地区を保護区として指定していかなければならない。

文化庁は、特別天然記念物ノグチゲラの個体の毀損は文化財保護法で禁じられていることから、ノグチゲラの営巣・子育て期間である3月から6月の期間は、防衛省に建設工事をストップさせてきた。しかし、ヘリパッド建設工事が完了し、米軍に供与されて運用が開始されれば、このままでは米軍は3月～6月もお構いなしに運用することは明らかである。

防衛省は、2016年11月14日に、民間ヘリを使用して「G地区」ヘリパッドと宇嘉川河口部を結ぶ歩行訓練ルート建設に向けて資機材を搬入し、工事を着手した。当初はこの歩行訓練ルートは手作業で工事をするとしていたが、工期を短縮するために重機による工事に変更され、重機作業のために幅員を3メートルまで拡大して、幅員1.2mの範囲に碎石を敷いて、歩道を確保するとした。当初の工法とは完全に違う工事になり、そのために、新たに4694本の立木が伐採されることになった。これまでのN1、G、H地区工事と工事用道路でも、2万4262本

の立木が伐採され、原生林に対する極めて重大な自然環境破壊になっている。



切り倒されるN1地区の原生林



建設道路のために切り開かれる原生林

繰り返しになるが、米軍に義務付けられたJEGSでは、第13章「自然資源及び絶滅危惧種」3節の基準で、「陸地及び水域を有する軍施設は、生息がわかっている絶滅危惧種及び日本政府による保護種とその生息地を保護し向上させるための合理的な措置をとるものとする」と規定され、在日米軍基地・施設内で絶滅危惧種や希少種、天然記念物など日本政府による保護種の生息域を保護し向上させる措置をとることが義務づけられている。

環境省や文化庁は、在日米軍基地に適用されているJEGS第13章を根拠にして、国内法に「生息地の保護」の規定がなくとも、防衛省に対してG地区やH地区でのヘリパッド建設を認めないこともできたはずである。

このような日米政府による無謀な自然破壊と絶滅危惧種への脅威については、米政府環境機関や米連邦議会等にも働きかけて沖縄本島・北部訓練場でのオスプレイ飛行訓練などの中止を求めているかなければならない。

米軍はJEGSを守っているか。

「自然資源管理計画」は2007年アセスを反映しているか。

JEGSの第13章「自然資源及び絶滅危惧種」では、「3.基準」で次のように厳しく規定している。

1. 陸地及び水域を有する軍施設は、生息がわかっている絶滅危惧種及び日

本政府による保護種とその生息地を保護し向上させるための合理的な措置をとるものとする。

2. 軍施設は、表C13.T1「日本の野生動植物における絶滅危惧種」及び表C13.T2「日本の天然記念物」を保持または入手できる状態にするものとする。
3. 重要な陸地または水域をもつ軍施設は、しかるべき日本政府当局との調整の後、自然資源管理計画を作成するものとする。
4. 自然資源管理計画を有する軍施設は、しかるべき日本政府当局との調整の後、また財政その他の面で実行可能であれば、任務遂行能力を損なわないような方法で、以下のことを行うものとする：
 - 4.1. 絶滅危惧種及び日本政府による保護種の存在を判別するための調査を実施するか、あるいは日本政府が行う調査を支援する。
 - 4.2. 自然資源管理計画を実行する。
5. 軍施設内において、従来存在が確認されていなかった絶滅危惧種及び日本政府による保護種が発見された場合は、米国大使に通知する。
6. 軍施設は指定された用途での使用に適合し、自然の景観及び／又は支障がない場合は近接する日本政府の施設に調和するように、土地を維持しなければならない。
7. 軍施設は、自然資源に関する職務を行う職員が、その専門分野（絶滅危惧種、日本政府による保護種、湿地、土壌の安定化など）に必要な専門知識を必ず有しているようにする。これは内部、外部委託、または他の機関との協議を通じて行うことができる。この職務を指揮する政府職員は、自然資源管理について訓練を受けなければならない。
8. 軍施設は、その土地の固有の動植物の繁殖や生存に適する生息地の維持と保護に重点を置くものとする。日本国内における国防省の軍施設では、しかるべき日本政府当局の許可がなければ、表C13.T3「日本への持ち込みが禁止されている特定外来生物」に掲げられた特定外来動植物種（たとえば、土着でない動植物）の飼育、栽培、保管、移植又はその他の所有をしてはならない。表C13.T3「日本への持ち込みが禁止されている

特定外来生物」に掲げられた未分類特定外来生物は、しかるべき日本政府当局の許可がなければ、日本へ輸入してはならない。国防省の軍施設において特定外来生物又は未分類特定外来生物が発見された場合は、軍施設司令官は直ちに国防省環境司令官に通知し、それらの種の拡大を防ぐための管理行動を実施するものとする。実施できる最大限の範囲において、軍施設司令官は、要請に応じて、日本国内における国防省の軍施設に存在する侵略的外来種を撲滅させるための日本政府の取り組みに協力するものとする。

9. 土地と植生の管理活動は、現在の保全や土地利用の原則と一致する（例えば、生態系保護、生物多様性保全、任務統合型の土地利用など）。
10. 軍施設は、土ぼこりの防止、地面の安定化、河川沈泥の回避をするため、保護用の植生被覆または他の標準的な土壌浸食・堆積防止策をとることとする。

私は、防衛省に対して、北部訓練場において在日米軍はJEGSの「自然資源管理計画」にアクセスを反映しているか、質した。

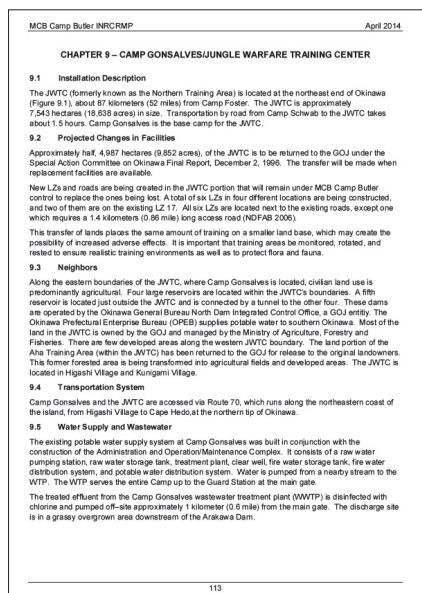
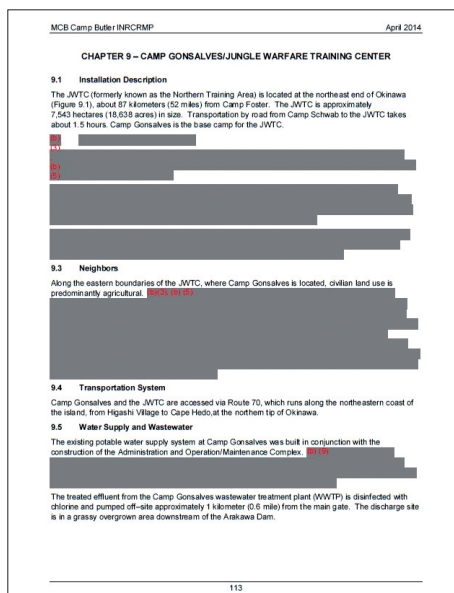
●伊波 北部訓練場の高江オスプレイパッド建設予定地のアクセスを米国務省やJEGSに規定された国防省環境司令官である在日米軍司令官に渡したか。その際、具体的にどのような説明をしたか。

●深山防衛省地方協力局長 調査段階の平成16年6月に、在日米軍司令部に対して説明し、ヘリパッドの移設数等について議論が必要となる旨を伝え、米側から一定の理解が示された。公表直前の平成17年10月に現地の在沖海兵隊司令部に対して内容を説明したが、これには特段の意見等はなかった。「自然資源管理計画」には、ノグチゲラ等の絶滅危惧種や植生管理等のための手順のほか、ヘリコプター着陸帯の移設計画等が記述されており、防衛省のアクセスも適宜反映されている。

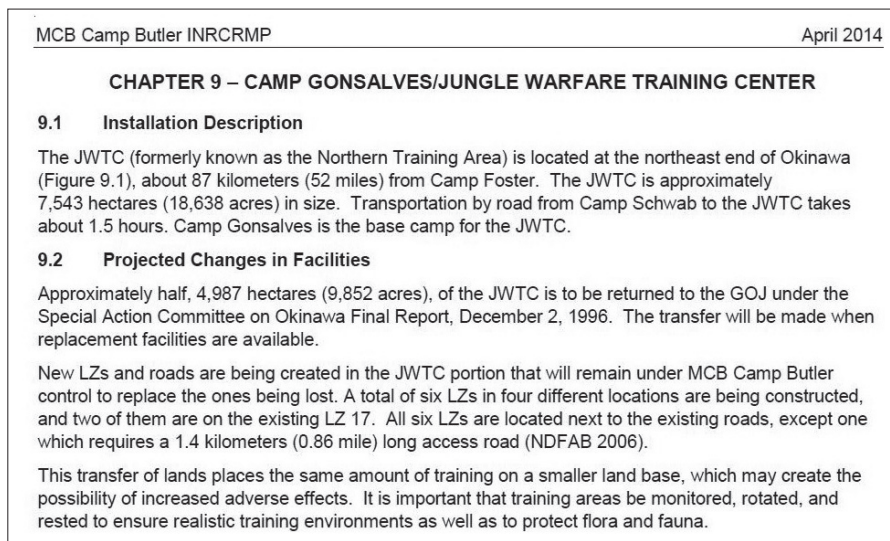
●藤江陽子文化庁文化財部長 文化庁は、JEGSの内容改定の際、環境省から照会を受けた。「自然資源管理計画」に対する直接の意見照会を受けていない。(192回 外交防衛委員会 2号 2016/10/20、192回 外交防衛委員会 3号 2016/10/25)

上記のように、深山防衛省地方協力局長は「ヘリコプター着陸帯の移設計画等が記述されており、防衛省のアクセスも適宜反映されている」と答弁したが、果てしてそうだろうか。確認のために、在日米軍司令部に対して在日米海兵隊基地の「自然資源管理計画」の情報公開請求を伊波洋一事務所で行った。5カ月近く待たされた後に、「2009年版自然資源及び文化財管理計画 (INTEGRATED NATURAL RESOURCES AND CULTURAL RESOURCES MANAGEMENT PLAN (INRCRMP))」が5月になって届いた。その後、同プランは5年毎に改定されることが判明し、2014年版を提供するよう求め、しばらくして、何カ所も墨塗りされた2014年4月版が届いた。標題は同じだが、「MCIPAC (Marin Corps Installation Pacific) Installations Okinawa Japan EMP 12.1 Version 3, FINAL」と記されている。墨塗り箇所は、何十ページにわたってあり、肝心の部分が隠されていた。

情報公開された「2014年版自然資源及び文化財管理計画」を国内の環境問題の研究者に検証のために提供したところ、県内研究者が以前に米国のNGO団体Center for Biological Diversityが米国内で情報公開(FOIA)させたものをダウンロードしたものが分かることが分かり、個人情報など以外は、ほとんど墨塗りのない「2014年版自然資源及び文化財管理計画」を入手できた。5カ月も待たされた挙句の墨塗り資料だったが、墨塗り部分こそ、隠したい部分であることを示している。以下に一部を検証する。



上記は、113ページのキャンプ・ゴンザルベス／ジャングル戦闘訓練センターの記述で、左が墨塗りで右が本来の記述である。墨塗り箇所には、何が書かれているのか。



第9章 キャンプ・ゴンザルベス／ジャングル戦闘訓練センターJWTC

9.2 施設内での改変計画

JWTCの約半分4987ヘクタールが1996年12月2日のSACO最終報告によって日本政府に返還されることになった。返還は、移設施設が利用可能になって行われる。

新しい着陸帯と道路は、(一部返還により)失われる施設の代替として、キャンプ・バトラー海兵隊基地の管理下に残存するJWTC内の区域に造られる。総計6つの着陸帯が異なる4カ所のエリアに建設され、その内の2つは既存の着陸帯17地区に建設される。6つの着陸帯は、1.4キロメートルのアクセス道路を必要とする1つを除いて、既存道路の近くに設置される。

今回の施設移設は、より少ない施設面積で従来同様の訓練を行うこととなることから、副作用を増大させる可能性がある。その植物相や動物相を守るだけでなく、現状の訓練環境を守るためにも訓練エリアをモニタリングし、交代して、休ませることが重要である。

と、記述されている。

在日米海兵隊施設の「自然資源及び文化財管理計画 (INRCRMP)」は、北部訓練場の過半の返還される地区にある7つのうち、1つ減じた6つの着陸帯を残存の北部訓練場 (ジャングル戦闘訓練施設) 内に建設すると記述し、「6つのうち1つを除いて既存道路の近くにあり、モニタリングにより植物相と動物相を守ることが重要だ」としている。しかし2007年の防衛省アセスで明らかのように、6つの着陸帯はいずれも絶滅危惧種や希少種の宝庫であり、オスプレイパッドの建設で高熱排気に晒されて生息域が重大な影響を受けることは明白だったはずだ。

しかし、米軍は、ノグチゲラ営巣木を含め、数多くの希少種が確認されたG地区への2カ所のヘリパッド建設を要求し、調整の結果、G地区を1カ所にしたことがアセスには記されている。まさに、米軍に守るべき基準も守らせきれず、米軍の言いなりになって、特別天然記念物ノグチゲラの生息地を破壊する米軍オスプレイパッド建設を全国から機動隊を動員して建設する政府は、「対米追従の極み」と言うべきだろう。

2017年7月13日には、生息域の一般的な南限を超えた東村有銘小学校で、窓ガラスにぶぶつかって死んだとみられるノグチゲラの雄の成鳥が見つかった。

2.8.2.5 移設候補地の選定経緯

候補地	選定理由
N-1	米軍の運用上において、複数機によるヘリコプターの使用も含めた訓練の支援用として2ヶ所を移設候補地として選定しました。
N-4	米軍の運用上の要望もあり、既設着陸帯の区域であることから、環境への影響を少なくするため、地形の改変面積も極小化して設置することとし、既設ヘリコプター着陸帯内に着陸帯を2ヶ所整備することとしました。 (3機の離発着訓練が可能になり、文言とは逆に、住民に著しい騒音影響) なお、集落に最も近い地区であるが、既設着陸帯区域に設置されることや当該事業の実施により訓練形態等に変更はないものと理解していることから、現状に比べ周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないものと判断しました。 (すでに運用されたN4の影響で高江住民に多大な被害)
G	米軍から運用上、特に新規提供された水域における訓練も含め訓練及び兵士の救助を支援する目的で必ず必要との強い要望があり、日本側は専門家の現地踏査による意見等を踏まえ、より自然環境に与える影響が少なくなるよう米軍と調整し、当初米軍要望の着陸帯2ヶ所を1ヶ所の着陸帯とし着陸帯の造成規模を縮小するとともに、進入路を既存の林道を利用しつつ未舗装あるいは砂利舗装等、環境影響を最小限に止める構造とすることとし、1ヶ所を移設候補地として選定しました。
H	米軍の運用上の要望もあり、他の移設候補地と比べて環境影響が小さいことから、1ヶ所を移設候補地として選定しました。

「2007年 那覇防衛局アセス」のヘリパッド選定理由もっぱら、米軍運用が選定理由だ。

高江の山を越えた大宜味村でも、オスプレイが訓練しはじめた3～4年前から、ノグチゲラが田んぼ地区で観察されるようになった。高江ではオスプレイの配備後に5羽のノグチゲラが窓ガラス等にぶつかって死んでいる。いずれも、これまでにないことであり、オスプレイの低振動騒音の影響が大きいと考えられる。

防衛省、環境省、文化庁ともに、ノグチゲラなど希少種への影響については、モニタリングしていくことを答弁しているので、特別天然記念物を所管する沖縄県教育委員会などが適切な調査を行っていくことが必要である。

しかし、政府が日本環境管理基準JEGSを15年も日本語訳もせず隠してきたことで、政府機関だけでなく、沖縄県を含め、地方自治体も、米軍に環境を守る義務が課されていることが知られていない。沖縄県や県教育委員会にも、JEGSを理解して、しっかり対応することを求めている。

JEGS は英版が正文である。JEGS 仮訳中の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限らない。

日本環境管理基準

2016年4月

国防省

日本環境管理基準

2016年4月



在日米軍司令部 発行
(仮訳：防衛省)

JEGS は英版が正文である。JEGS 仮訳中の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限らない。

2016 年 4 月

日本環境管理基準

が禁止されている特定外来生物の「未分類」に掲げられる個々の外来種（卵及び種子を含む）。

C13.3. 基準

C13.3.1. 陸地及び水域を有する軍施設は、生息がわかっている絶滅危惧種及び日本政府による保護種とその生息地を保護し向上させるための合理的な措置をとるものとする。

C13.3.2. 軍施設は、表 C13.T1「日本の野生動植物における絶滅危惧種」及び表 C13.T2「日本の天然記念物」を保持または入手できる状態にするものとする。

C13.3.3. 重要な陸地または水域をもつ軍施設は、しかるべき日本政府当局との調整の後、自然資源管理計画を作成するものとする。

C13.3.4. 自然資源管理計画を有する軍施設は、しかるべき日本政府当局との調整の後、また財政その他の面で実行可能であれば、任務遂行能力を損なわないような方法で、以下のことを行うものとする：

C13.3.4.1. 絶滅危惧種及び日本政府による保護種の存在を判別するための調査を実施するか、あるいは日本政府が行う調査を支援する。

C13.3.4.2. 自然資源管理計画を実行する。

C13.3.5. 軍施設内において、従来存在が確認されていなかった絶滅危惧種及び日本政府による保護種が発見された場合は、米国大使に通知する。

C13.3.6. 軍施設は指定された用途での使用に適合し、自然の景観及び／又は支障がない場合は近接する日本政府の施設に調和するように、土地を維持しなければならない。

C13.3.7. 軍施設は、自然資源に関する職務を行う職員が、その専門分野（絶滅危惧種、日本政府による保護種、湿地、土壌の安定化など）に必要な専門知識を必ず有しているようにする。これは内部、外部委託、または他の機関との協議を通じて行うことができる。この職務を指揮する政府職員は、自然資源管理について訓練を受けなければならない。

C13.3.8. 軍施設は、その土地の固有の動植物の繁殖や生存に適する生息地の維持と保護に重点を置くものとする。日本国内における国防省の軍施設では、しかるべき日本政府当局の許可がなければ、表 C13.T3「日本への持ち込みが禁止されている特定外来生物」に掲げられた特定外来動植物種（たとえば、土着でない動植物）の飼育、栽培、保管、移植又はその他の所有をしてはならない。表 C13.T3「日本への持ち込みが禁止されている特定外来生物」に掲げられた未分類特定外来生物は、しかるべき日本政府当局の許可がなければ、日本へ輸入してはならない。国防省の軍施設において特定外来生物又は未分類特定外来生物が発見された場合は、軍施設司令官は直ちに国防省環境司令官に通知し、それらの種の拡大を防ぐための管理行動を実施するものとする。実施できる最大限の範囲において、軍施設司令官は、要請に応じて、日本国内における国防省の軍施設に存在する侵略的外来種を撲滅させるための日本政府の取り組みに協力するものとする。

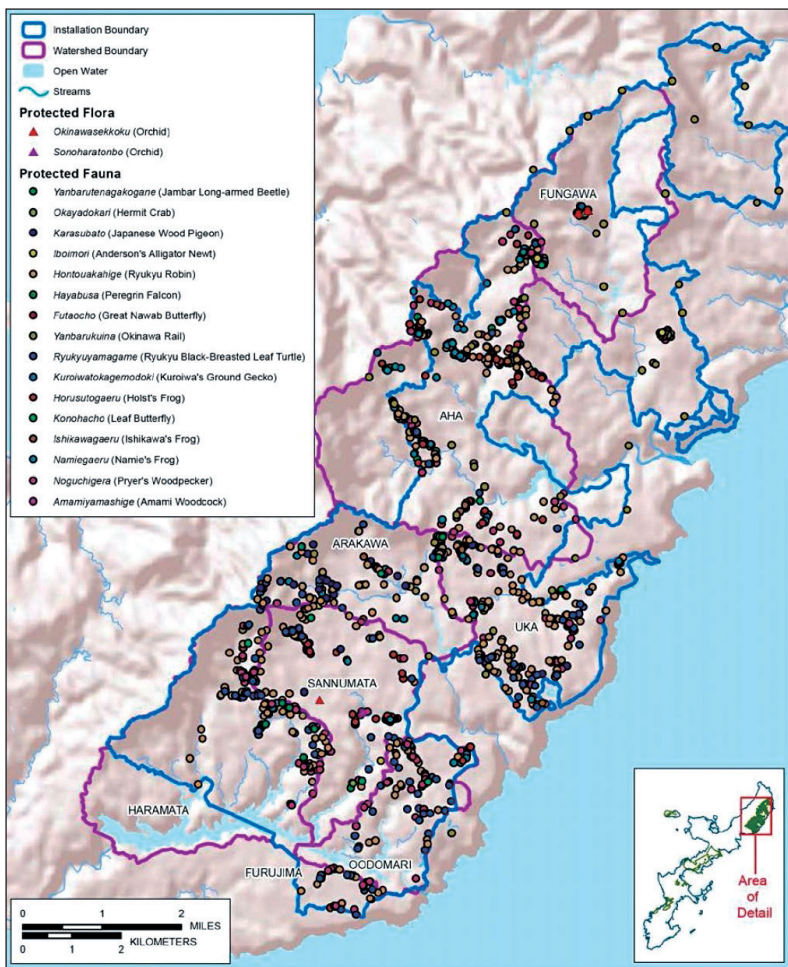
JEGS は英版が正文である。JEGS 仮訳中の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限らない。

2016 年 4 月

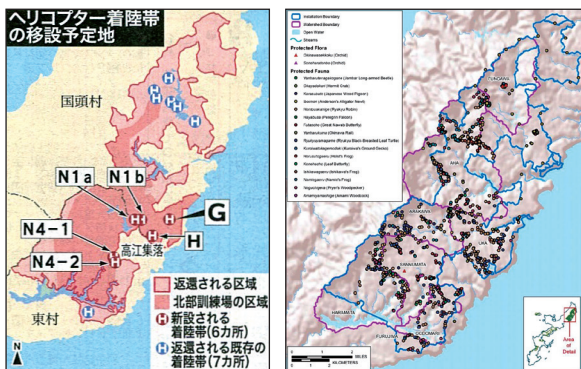
日本環境管理基準

表 C13.T1. 日本の野生動植物における絶滅危惧種

日本名	学名	英名
鳥類		
オオタカ	<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i>	Goshawk, Japanese
ハバジマメグロ	<i>Apalopteron familiare hahasima</i>	Honeycater, Bonin Islands
イヌワシ	<i>Aquila chrysaetos japonica</i>	Eagle, Japanese Golden
カタシロワシ	<i>Aquila heliaca</i>	Eagle, Eastern Imperial
シジュウカラガン	<i>Branta canadensis leucopareia</i>	Goose, Canada
ワシミミズク	<i>Bubo bubo</i>	Owl, Eurasian Eagle
オガサワラノスリ	<i>Buteo buteo toyoshimai</i>	Buzzard (Ogasawara Islands subspecies)
オガサワラカラワラヒワ	<i>Carduelis sinica kittlitzii</i>	Greenfinch, Oriental
キンバト	<i>Chalcophaps indica yamashinai</i>	Dove, Emerald
コウノトリ	<i>Ciconia boyciana (=ciconia b.)</i>	Stork, Oriental White
アカガシラカラスバト	<i>Columba janthina nitens</i>	Pigeon, Japanese Wood
ヨナクニカラスバト	<i>Columba janthina stejnegeri</i>	Pigeon, Stejneger's Wood
オーストンオオアカゲラ	<i>Dendrocopos leucotos owstoni</i>	Woodpecker, White-Backed
アカヒゲ	<i>Erithacus komadori komadori</i>	Robin, Ryukyu
ホントウアカヒゲ	<i>Erithacus komadori namiyei</i>	Robin, Stejneger's Ryukyu
ウスアカヒゲ	<i>Erithacus komadori subrufus</i>	Robin, Yaeyama Ryukyu
シマハヤブサ	<i>Falco peregrinus fruitii</i>	Falcon, Volcano Islands Pergrine
ハヤブサ	<i>Falco peregrinus japonensis</i>	Falcon, Pergrine
オオハヤブサ	<i>Falco peregrinus pealei</i>	Falcon, Peale's
ダンチョウ	<i>Grus japonensis</i>	Crane, Japanese Red-Crowned
ソデグロツル	<i>Grus leucogeranus</i>	Crane, Siberian
ナベツル	<i>Grus monacha</i>	Crane, Hooded
オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>	Eagle, White-Tailed Sea
オオワシ	<i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i>	Eagle, Steller's Sea
シマフクロウ	<i>Ketupa blakistoni blakistoni</i>	Owl, Blakiston's Fish
ライチョウ	<i>Lagopus mutus japonicus</i>	Ptarmigan, Japanese Rock
エトビリカ	<i>Lunda cirrhata</i>	Puffin, Tufted
オオセッカ	<i>Megalurus pryeri pryeri</i>	Warbler, Japanese Marsh (Swamp)
コウライアイサ	<i>Mergus squamatus</i>	Merganser, Scaly-sided
トキ	<i>Nipponia nippon</i>	Ibis, Japanese Crested
コシヤクシギ	<i>Numenius minitus</i>	Curlew, Little
シロハラチュウシヤクシギ	<i>Numenius tenuirostris</i>	Curlew, Slender-Billed
ハワイシロハラミズナギドリ	<i>Pterodroma phaeopygia sandwichensis</i>	Petrel, Hawaiian Dark-rumped
チシマウガラス	<i>Phalacrocorax urile</i>	Cormorant, Red-Faced
アホウドリ	<i>Phoebastria (=Diomedea) albatrus</i>	Albatross, Short-Tailed (=Stellar's)
ミユビゲラ	<i>Picoides tridactylus inouyei</i>	Woodpecker, Inouye's Three-Toed
ヤイロチョウ	<i>Pitta brachyura nympha</i>	Pitta, Fairy
ヤンバルクイナ	<i>Gallirallus okinawae</i>	Rail, Okinawa
ノグチゲラ	<i>Sapheopipo noguchii</i>	Woodpecker, Pryer's
アマミヤマシギ	<i>Scolopax mira</i>	Woodcock, Amami
カンムリワシ	<i>Spilornis cheela perplexus</i>	Eagle, Crested Serpent
クマタカ	<i>Spizaetus nipalensis orientalis</i>	Eagle, Hodgson's Hawk



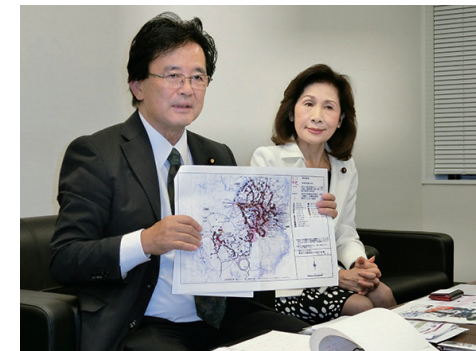
2014年版「自然資源及び文化財管理計画」に示されている北部訓練場の希少種分布図



米軍は北部訓練場のG地区H地区、N1地区が、ノグチゲラやヤンバルクイナ、イシカワガエル、コノハチョウ、クロイワトカゲモドキなど、多くの絶滅危惧種と希少種が生息することを確認しながら、オスプレイパッドの建設を要求した。2014年版「自然資源及び文化財管理計画」に絶滅危惧種や希少種の生息地区が示されている。JEGSに違反。

駐日アメリカ合衆国大使への申し入れ (2016年10月5日)

高江周辺へのオスプレイパッド建設の問題点について、外交防衛委員会でのJEGS関連の質疑と合わせ、一番の当事者である米国を代表するキャロライン・ケネディ駐日アメリカ合衆国大使に対して、参議院会派「沖縄の風」として16年10月5日に申し入れを行った。



1. 辺野古新基地建設をただちに中止し、米軍普天間基地を無条件で返還すること。
2. 高江オスプレイパッド建設をただちに中止し、北部訓練場の一部返還は無条件で実施すること。絶滅危惧種や生態系に深刻な被害を与える、新規建設されたオスプレイパッドを含む北部訓練場におけるオスプレイ訓練をただちに中止すること。
3. キャンプ・シュワブの訓練水域や辺野古・大浦湾の埋め立て予定水域、および北部訓練場やオスプレイパッド建設予定地について、JEGSの適用状況、特に13章の「自然資源管理計画」の内容およびその実行状況を明らかにすること。絶滅危惧種や生態系に深刻な被害を与える、新規建設されたオスプレイパッドを含む北部訓練場におけるオスプレイ訓練をただちに中止すること。



米国大使館への申し入れについては、2016年12月8日に外交防衛委員会で取り上げた。

●伊波洋一 私たち沖縄の風は、去る10月5日に、在日米国大使館に北部訓練場の無条件返還を求めて申し入れた。その際にスナイプ安全保障課長が、「あなたたちはオスプレイパッド建設に反対しているが、では北部訓練場過半の返

還についてどう思うのか」と反論した。私はこう答えた。「返還は当然だ。20年前に合意されており、遅過ぎるくらいだ。しかし、過半返還と新たなヘリパッド建設は別問題だ。建設していい場所といけない場所がある。豊かな生態系を有する予定地区の自然を破壊して新ヘリパッドを建設するのは、自然環境を保全するという米国の基本政策及び米軍環境基準、JEGSに照らしても許されないことだ」と発言した。スナイプ課長は、「立場は違うがあなたの主張は理解した」と言ってくれた。

私は、国立国会図書館外交防衛調査室に依頼して、米国における軍事施設内の自然資源の保護について調査をしていただいた。米国では、年間3億ドルの予算を計上して軍事施設内での自然資源保護プログラムを実施しており、魚類野生生物局が基地内訓練が有害な影響を与えていると指摘したカリフォルニア州の陸軍の基地で、キツツキ保護のために射撃場の閉鎖、移設が行われた事例もあることが判明した。

米軍は、1992年に域外環境基本指針文書を、95年に日本環境管理基準(JEGS)を策定し、在日米軍基地施設内で自然環境を守る義務を負った。しかし、今の日本政府は、米軍が守るべきJEGSがあるにもかかわらず、米軍の訓練上の要求を優先して、県民や、世界自然保護連合など自然保護を求める国内外の環境団体の声を無視し続けている。そういう政府の姿勢こそ改めるべきである。

米国魚類野生生物局や海洋大気庁が絶滅危惧種の保護に協力しているように、日本でも基地内の自然保護について環境省や文化庁が直接調査をしたり勧告する仕組みが必要だ。環境などに関する国内法やJEGSが在日米軍基地にきちんと適用されるよう米軍に求めるべきではないか、答弁を求めた。

● 亀澤玲治環境省自然環境局長 環境省としては、今後とも、日米合同委員会の下にある環境分科委員会という今の枠組みを積極的に活用しつつ、米軍や関係省庁とも協力してしっかりと対応してまいりたい。

昨年の臨時国会では、主に高江ヘリパッド建設問題を取り上げた。その中で明らかになったのは、日本政府は米軍に義務付けられている環境管理基準であるJEGSを守らせようとせず、米軍が要求するままに、最大限に受け入れようとする姿勢だった。そのために世界自然遺産級の貴重なやんばるの自然や、特別天然記念物ノグチゲラなどの絶滅危惧種や希少種の生息域を破壊する作業が、国民の莫大な税金を浪費し、数百名もの県外機動隊と自衛隊ヘリを投入して行われた。種の保存法や生物多様性条約にも反する行為と言わざるを得ない。被害を受けているのは希少種の動植物だけではない。供用が開始されたN4地区のヘリパッド周辺では、2016年6月に夜間の騒音発生回数が383回に上り、夜間の騒音の影響で睡眠不足になり登校できない児童が近隣村に住所を移し転校する事態も起こっている。

今後、できるだけ早く、北部訓練場全域での米軍オスプレイやヘリの飛行訓練を廃止させなければならない。

国政報告 / 議事録

2016.9.26～12.17 第192回臨時国会質問

国会日	会議名	参加議員	資料
2016.12.28	外交防衛委員会 (2016年12月28日)	◎ 野生 出席時間 1:29:04	-
2016.12.07	北朝鮮による拉致問題解決に関する特別委員会 (2016年12月7日)	◎ 野生 出席時間 1:30:35	-
2016.11.24	外交防衛委員会 (2016年11月24日)	◎ 野生 出席時間 1:49:29	📄
2016.11.22	外交防衛委員会 (2016年11月22日)	◎ 野生 出席時間 1:53:38	📄
2016.10.27	外交防衛委員会 (2016年10月27日)	◎ 野生 出席時間 4:01:40	📄

国政報告、国会質問と議事録一覧は下記のサイトをご覧ください。



<http://ihayoichi.jp/report/>

活動ブログ

高江のヘリパッド建設は日本環境管理基準JEGSに違反する(その2)

2017.05.22

10月25日の内閣府環境部では、2007年の新設防衛計画の環境アセスメントが、高江のヘリパッド建設は日本環境管理基準JEGSに違反する(その2)の生物多様性について質疑しました。「種の保存法」など法律違反が...

国会活動ブログははじめました。随時更新していきます。



<http://ihayoichi.jp/blog/>



米軍北部訓練場内に建設中のオスプレイパッドから、大雨の影響で流れ出た大量の赤土。美しい海が一瞬にして濁った。

写真説明：6月14日、東村高江区の海岸 (写真提供：高江区民)

- ◆6月17日付けの琉球新報は、沖縄防衛局の中嶋浩一郎局長が「赤土流出の事実を認め、15日午前、東村と高江区を訪れ謝罪した」と報じた。記事では、東村高江区民が「台風でも高江の海に赤土が流れることは今までなかった。こんな欠陥工事をやっているのか。環境汚染は許せない。ヘリパッドを全部撤去した方がいい」と発言。さらに、東村は沖縄防衛局の説明を受け「赤土流出対策を万全に取ってほしい」と求めたという。

沖縄気象台によると、東村の6月14日の24時間雨量は262.5ミリ、国頭村は170.5ミリで、いずれも6月の観測史上最多だった。

イハ洋一後援会 (沖縄事務所)

〒901-2203 沖縄県宜野湾市野高2丁目1-8-101

TEL&FAX : 098-892-7734

国会事務所

〒100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館519号室

TEL : 03-6550-0519 FAX : 03-6551-0519

2017年7月20日発行 (内部資料)
